

## 配膳・下膳及び食器洗浄業務仕様書

受託者（以下「乙」という。）は、岩手県立釜石病院（以下「甲」という。）の配膳・下膳・食器洗浄業務を受託するにあたり、医療法及び同法施行規則の基準並びに食品衛生法に定められた基準に基づき、適正に実施するため、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

### 1 業務内容

業務の内容は「配膳・下膳及び食器洗浄業務内容明細書」のとおりとする。

### 2 委託業務の実施場所

岩手県立釜石病院 岩手県釜石市甲子町第10地割483番地6

### 3 従事者

- (1) 作業員は、作業中一定の被服及び履物等を着用し、上衣には会社名及び氏名を記載した名札をつけること。
- (2) 従事者は、満18歳以上の者とする。
- (3) 従事者は、本書に定める作業内容を十分に行い得る者とする。
- (4) 従事者は、全て身元確実な者とし、作業を行う場合は、機敏に活動し、他人に不快感を与える事のない者とする。

### 4 従事者の主な留意事項

- (1) 伝染病に罹患している者、伝染病の保菌者、化膿性疾患、伝染性皮膚疾患又は下痢性疾患のある者は、業務に従事しないこと。
- (2) 家族又は、近隣に伝染病が発生した場合は、速やかに申し出て甲の指示を受けること。
- (3) 爪は短く切り、常に清潔にしておくこと。
- (4) 被服は清潔な物を着用すること。
- (5) 就業前、用便後、電話使用後又は不潔な物に触れた場合は、その都度手指の洗浄消毒を行うこと。
- (6) 作業中は、専用の調理衣、帽子あるいは三角巾、履物及びマスクを着用し、作業しないとき、又は用便の際は着用しないこと。
- (7) 作業中は、喫煙、放痰等の不潔な行為をしないこと。
- (8) 従事者は、作業場所の清潔保持に努めること。
- (9) 作業中、異常を発見した場合は速やかに報告すること。

### 5 責任者の選任

乙は、甲との連絡調整等に当たらせるため、作業責任者一人を選任し、業務開始前に担当職員等へ報告すること。

なお、作業時間帯により従事者を固定する場合には、各作業時間帯ごとに作業責任者を選任し、作業責任者の指示が全従事者に確実に伝わるようにすること。

### 6 作業要領等の徹底

乙は、従事者に対しこの仕様書の内容を周知させるとともに、作業要領等業務に必要な知識及び訓練を行うこと。また、衛生管理等についての研修を年1回以上行うこと。

なお、作業時間帯により従事者を固定する場合には、作業時間帯により作業要領等の差異が発生しないよう、全作業責任者を会しての連絡会議を月1回程度行うこと。

### 7 健康診断の実施

従事者の定期健康診断(年2回)及び検便(毎月1回)等の検査を乙の負担で行い、その結果を甲に報告すること。また、10月から3月はノロウイルス検査についても実施し、その結果を甲に報告すること。なお、検査の結果、措置を必要とするものについては、甲の衛生管理者の指示に従うこと。

8 作業実施に当たっての一般的注意事項

委託業務の実施に当たっては、甲の業務に支障のないよう次の事項について十分注意すること。

- (1) 始業、終業時には手洗いを必ず行う等衛生に十分留意すること。
- (2) 食器、器械器具、配膳車等の備品は丁寧に扱うこと。
- (3) 下膳車等の取り扱いによって院内建物及び備品等を損傷しないよう扱うこと。
- (4) 作業場所、器具等は作業の都度、整理整頓を行うこと。
- (5) 水道の使用については、節約に努めること。
- (6) 患者に対する言動は、十分留意すること。
- (7) 貸与した各種機械等の操作については、操作手順を熟知するとともに安全、管理に留意すること。
- (8) その他細部については、甲の指示を受けるものとする。

9 消耗品について

洗浄材料は乙が購入・準備するものとし、甲の洗浄機に適合するものを使用すること。なお、汚れ落ち度合の検査を月1回行うこと。

	病院年間使用見込	検査項目
・洗浄機用洗剤 (4,000g)	釜石：96缶	・残留澱粉
・中性洗剤 (4,000g)	釜石：36缶	・残留蛋白
・食器漂白剤 (12,000g)	釜石：6缶	・残留脂肪

ただし、消毒剤(エタノール等)手洗い用洗剤、食器洗浄機用スケール除去洗剤は、甲が乙に供与するものとする。

- 10 甲は、業務の実施に関して必要のある場合は、乙に報告を求め又は実地調査を行い、業務の実施状況がこの仕様書に適合しないと認められるときは、これに適合させる措置をとるべきことを乙に指示することがある。

乙は、上記の指示に従って措置したときは、その結果を甲に報告するものとする。

## 配膳・下膳及び食器洗浄業務内容明細書

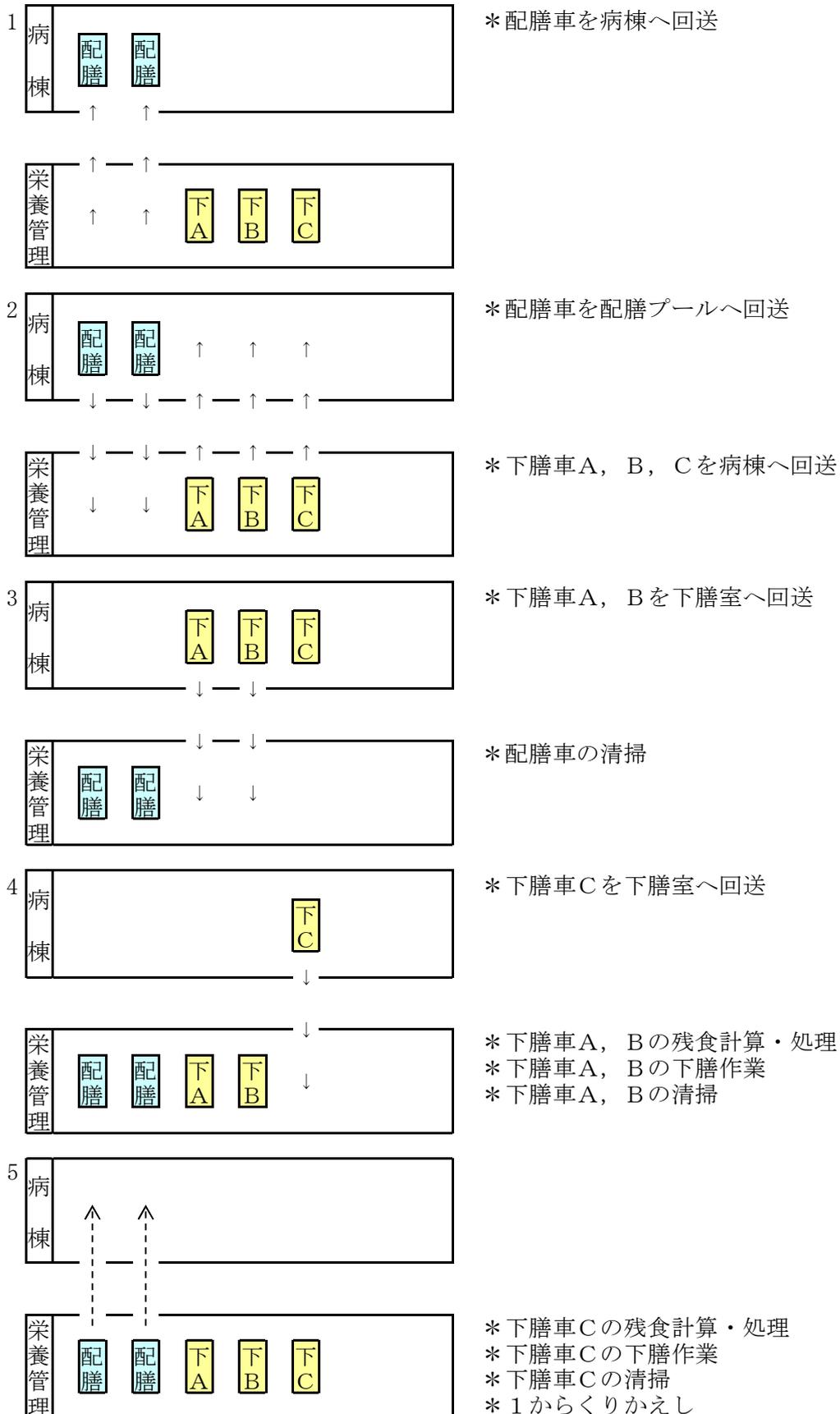
		作 業 手 順
下膳車回送(上)	朝、昼、夕に下膳車を各病棟に回送する。 朝：7時45分頃、昼：11時00分頃、夜：18時00分頃	
配膳車回送(下)	朝、昼、夕に配膳車を栄養管理室に回送する。 朝：8時00分頃、昼：12時30分頃、夜：18時10分頃	
配膳車清掃	毎回配膳車の回送後、薬液等で清拭する。	
下膳車回送(下)	朝、昼、夕に下膳車を下膳室に回送する。 病棟 朝：8時45分頃、昼：13時00分頃、夕：19時00分頃 透析室 昼：14時40分頃	
残食調査・処理	毎回下膳車の回送後、残食数を数え献立表に記録する。	
下膳作業	毎回残食調査・処理後、同型食器毎に揃え籠に入れるものとする。	
下膳車清掃	毎回下膳作業後、薬液等で清拭する。	
食器の浸槽	毎回下膳作業後、洗剤を入れた温湯に20分程度浸漬する。	
食器の洗浄	1日3回食器洗浄機により洗浄及びすすぎを行う。食器かごに入れ消毒保管庫で乾燥保管する。使用した籠、容器等は試用した都度洗浄し、清潔を保つこと。汚れのひどい食器は、病院の指定する漂白剤を使用し洗浄すること。	
残菜処理及び容器洗浄	1日3回残菜を整理した後、残菜室に納める。 残菜が回収された後に容器を洗浄する。	
残菜室清掃	1日1回残菜室を清掃する。	
洗浄室清掃	朝、昼、夕の作業終了後は清掃し、整理整頓すること。 作業室内の下水は残菜等がないよう随時清掃すること。	
塵芥等の整理・運搬	土、日、祝日等の病院休診日は残菜等ゴミの回収が行われないため、残菜等ゴミの整理をし、ゴミ置場へ運搬する。	
下膳車の特別清掃	下膳車は、1週間に2回、内・外ともクレンザー等で洗浄し、その後水洗いし、薬液等で清拭する。	
作業終了時戸締り	夕食後の下膳作業終了後は、栄養管理室の指示のとおり施錠し、確認のうえ帰宅するものとする。	

- 1 1日平均見込食数(3食) 286食 (1食あたりの食器数 普通食8個)  
参考：前年度見込食数 309食 (1食あたりの食器数 普通食13個)  
配膳車数 6台(4階 2台、5階 2台、6階 2台)  
下膳車数 9台(4階 3台、5階 3台、6階 3台)
- 2 機械について
  - (1) 操作の手順に従って使用し、事故のないよう注意すること。また、使用後は手入れを行い清潔を保つこと。
  - (2) 使用後は必ず電源を切ること。
  - (3) 異常を感じた時は、すぐに申し出ること。
  - (4) 定期的(3ヶ月に1回)に薬液を使用したカルキを除去すること。
- 3 衛生について  
始業・終業時にはよく手洗いすること。
- 4 食器等破損した場合の報告について  
食器等を破損した場合は、直ちに申し出るものとし、月ごとに枚数等を集計し、別途報告すること。
- 5 配膳車、下膳車等の回送及び清掃手順  
「別紙」とおり

「別紙」

## 配膳車、下膳車等の回収及び清掃手順

(各病棟)





様式第2号

岩手県立釜石病院 配膳・下膳及び食器洗浄業務完了報告書

岩手県立釜石病院長 様

令和 年 月 日

事務局長	事務局次長	総務課長	管財係長	担当者	栄養管理室長等

受託者住所  
会社名  
代表者

印

作業内容	3病棟			4病棟			5病棟			6病棟			透析室			作業場			備考			
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
下膳車回送(上)																						
配膳車回送(下)																						
配膳車清掃																						
下膳車回送(下)																						
残食計算・処理																						
下膳作業																						
下膳車清掃																						
食器の浸槽																						
食器の洗浄																						
お膳洗浄																						
残菜処理及び容器洗浄																						
残菜室清掃																						
洗浄室清掃																						
塵芥等の整理・運搬																						
下膳車の特別清掃																						
作業終了時戸締	【 戸 締 時 刻 】 時 分																					
指示事項											従事者氏名											